

地方行政委員會議錄第四号

昭和三十三年二月十二日(水曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 矢尾喜三郎君

理事 龜山 孝一君 理事 額田 彌三君

理事 德田 與吉郎君 理事 永田 亮一君

理事 吉田 重延君 理事 川村 經義君

青木 正君 加藤 精三君

木島 茂男君 楠美 省吾君

渡邊 元三郎君 古井 喜實君

渡邊 良夫君 今村 等君

大矢 省三君 加賀田 進君

北山 愛郎君 山本 幸一君

出席政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

警視總監(警察 庁刑事部長) 中川 實治君

總理府事務官(自 治庁財政局長) 小林 與三三君

通商産業事務官 (輕工業局長) 森 誓夫君

委員外の出席者

専門員 円地 与四松君

二月十一日

町村議會事務局設置に関する請願外

一件(齋藤憲三君紹介)(第七七四号)

同(林讓治君紹介)(第七七五号)

同(杉山元治郎君紹介)(第八二二一)

同(足鹿覺君紹介)(第八二二二)

同(山下春江君紹介)(第八五三三)

同外四十二件(生田宏一君紹介)(第

八七一七号)

同(額田彌三君紹介)(第八七二二)

黒坂町と根雨町の合併勧告変更に関

する請願(足鹿覺君紹介)(第八二三

号)

製氷冷凍事業用電力の電気税徴徴に

関する請願(龜山孝一君紹介)(第七

九三三号)

同(足鹿覺君紹介)(第八二五五)

大工、左官及び板金業者の事業税輕

減に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)

(第八七三三)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付し案件

銃砲刀剣類等所持取締法案(内閣提

出第二号)(予)

警察法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二八八号)

遺失物法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二八八号)(予)

地方自治及び地方財政に関する件

〇矢尾委員長 それではこれより會議

を開きます。

まず警察法等の一部を改正する法律

案、銃砲刀剣類等所持取締法案及び遺

失物法等の一部を改正する法律案の三

案を一括議題として、前会に引き継ぎ

質疑を行います。質疑は通告順によっ

てこれを許します。龜山孝一君。

〇龜山委員 昨日お願い申し上げまし

た通産當局の森局長がお見えになっ

ておりますので、森局長に一つお伺い

したいと思ひます。

今回警察庁當局から銃砲刀剣類等所

持取締法というのが出ております。こ

れにつきまして昨日私はこういう意味

の質問を警察庁當局にした。というの

は、われわれが従来から銃砲刀剣の取

締りもさることながら、これと同等以

上というか、それ以上に保安上心配な

のが火薬類である。その火薬の取締り

と申しますか、それが現在では通産省で

ある。そこで通産當局としては、これは産

業上の立場からこれが製造及び管理

の他いろいろ規制をしておられると思

いますが、保安上の問題になると、どう

も通産當局だけでは少し心配だという

味のことを申し上げたんですが、き

うは一つ局長から、現在火薬類に對し

て、まあいざわばどういふような産業

上の取締りとお申しますか、それと、保

安上の取締りをしておられるか、その

点をちよつとお伺いしたいと思ひます。

〇森(警)政府委員 火薬類の製造、譲

渡、所持、消費、運搬等につきまして

は、火薬類取締法というものが昭和二

十五年に制定され、以来何回か改正さ

れながら今日に至っております。もち

ろんこれは、それまでは明治末年に制

定された銃砲火薬類取締法という

もので取り締まっておったんですが、こ

れが火薬類につきましては、ただいま申

しましたような法律に姿を変えたわけ

であります。火薬類取締法の系統の法

令でどういふ取締りをいたしておる

か、またそのほか行政指導として通産

省はどういふことをやっておられるか

ということについて、簡単に御説明を申

上げたいと思ひます。

まず法規の内容について申し上げま

す、製造につきましては製造営業の

許可制をしております。これは火薬、

爆薬等のごとき、重要な物資の生産

については直接通産省が処理しており

ます。そのほか火工品とか、煙火の

類、いわゆる軽微なものにつきましては

は府県がこの仕事をいたしておりま

す。そういうようにして、まず、営業

開始の場合の許可制というものをし

ておくわけでありますが、その後施設が

完成して運転開始する場合に、完成

検査を受けさせるということにな

っております。その後施設を変更する場

合などは、また許可を受けさせるとい

うことになっております。それから製造方法

につきましても、これは営業許可を受

ける際に同時にその設備の状態とも

に審査をいたすのでございますが、そ

の後製造方法が変更するという場合

には許可を受けさせる。もちろん製造

する火薬の種類が変った場合も、同じ

ように許可を受けさせるようになって

おります。それからまたこの法律の系

統的に施行規則において、具体的に製

造方法なり製造設備の技術上の基準を

示してありますが、大体それらに基

いた製造方法をとり、製造設備を設置

することになっておるのであります。そ

のほかの作業運営上のいろいろなかま

かいことにつきまして、基準がその施

行規則に定められておりますが、大体

そういうのを基礎にして、工場では別

に運営の規則というものを作っており

ます。そのようにして一応政府が事業

を許可したり設備を許可したりある

いは製造方法の許可をしたときの状態

が、今後ますます続けられるようにそ

れを義務づけておるわけでございます

す。つまり技術基準を維持する義務と

いうものを課しております。それから

もしこれにそむいたような場合には、そ

れを維持する命令を政府は出し得るこ

とになっております。それから工場自

体としては、自主的に危害予防規程を

制定して、それに従業員を従わせるよ

うにさせなければならぬということ

になっております。またこの危害予防

規程が公共の秩序維持上非常に不十分

な場合には、政府が変更命令を出すこ

とができることになっております。

次にまた作業主任者というものを製

造工場においてそれぞれ設置しまし

て、これが工場内におきます保安の監

督指導を行うということになっており

ます。この作業主任者は、国家試験を

受けて合格したものに限って就任でき

るのでございます。この主任者にいろ

いろ不適当な行為があつたような場合

には、政府が解任命令を出すことがで

きるということになっております。そ

のようにして工場自身で自主的に保安

を維持するといふ建前もつておるの

でございますが、別途政府としては、

毎年定期的に保安検査というものを受

けさせることになっておるのでありま

す。これは法律で企業者にこの検査を

受ける義務を課しております。現実

には政府としては大体年二回くらい

回つて見ておるのでありますが、特に

大きい重要な工場についてはそれ以上

に及ぶことがあります。以上の規定に

違反した場合には、製造事業の取り消しをする、あるいはまた体刑とか罰金とかいうふうな刑法上の処罰が課せられることになっておるのでござい

以上が大体火薬類取締法の系統で規定しておる事柄でございますが、そのほかに行政指導としてやっておりますことは、各工場の作業主任者等のごとき者に対して保安教育講習会を政府として実施いたしております。あるいはこの火薬類取締法関係の法規の運営は、軽微な火薬類を作るものは府県が監督することになっておりますが、そのほかの譲渡とか運搬とか消費等についての取締りは許可制とかあるいは届出制になっておまして、これらの取締りは府県が実施いたしておるのであります。府県の係官が年に一回くらいは中央に集まりまして、講習会と申しますか、連絡会といいますが、そういうことをやっております。

大体そういうなことをして取締りをいたしておるのでございますが、最近の事態から見ますと最近新聞紙上災害が連続して起つて、非常に取締りがゆるんでおるかの印象を与えておりますが、年間の統計で見ますと、必ずしも増加しておるわけでもございませんで、むしろ三十一年、三十二年と比べてみますと、製造面におきます災害は、若干ではございますが減少いたしておるということが言えるのでござい

したならば、所要の改正をいたしたいというふうな考えております。

○龜山委員 森局長の御説明で大略了承いたしました。ただ私どもが感ずることは、今局長が最後におっしゃったように、火薬製造場の法規上の取締り等は十分でございまして、また行政指導もできておると思ひますが、この二、三年火薬製造場の事故というものは相当出ている、相当の被害を与えておることは私が申し上げるまでもない。結局製造場の方の問題につきましては、今私から申す申し上げる必要はないと思ひますが、ただこれで心配なのは、今お話のように通産当局、あるいは県でやりになっておるといふものの、聞くところによると、県のこの方に当る職員というものはきわめて数が少い。一面火薬製造工場なり管理貯蔵所は数が多くなつてきていて、そういう問題を一体どうお考えか。今の産業に

関係のあるものですか、私は不必要にこれらに規制を加える必要はないと思ひますけれども、保安上の問題から考えると、どうも現在の通産当局の御方針を体して地方において現実にこれが取締りをする者の数が少いというところと、その取締りが不徹底ではないか。従つて私どもの見解をもつてすれば、かつて銃砲火薬類といつてともに取締りまってきたことから考えますと、やはりいま一步警察当局との協力があつていいのじゃないか、そういう気がいたしますので、その点の御見解を一つ伺ひたい。

同時に銃砲刀剣類は御案内のように、その所有、所持から運搬まで非常にやかましい制限がある。もちろん火薬類についてもある程度あると思ひ

すけれども、われわれの聞いているところでは、使用した火薬の数とそれから貯蔵された数との照合といひますか、その整理あるいは使用したと称して実際に使用されておらない、ダイナマイトの自殺事件等が相当にあること御案内の通り、かつてはダイナマイトを食つた連中がいろいろいたのですから、このころは知りませうけれども、そういうことがあり、あるいは川で魚をとるときにこれを使ったという例もたびたび聞いている。これらの使用は不当な使用だ。だからそういう点の現実に使用したものとかせざるものとの照合、あるいは貯蔵している管理所におけるこれらの取締り、あるいはこれの運搬等の取締りを一体どうやっておられるか、この二点をお伺ひしたい。

○森(警)政府委員 最初の現実の取締りは予算、人員等の制約から不備を免れないではないかという点であります。これはおっしゃるような、そういう欠点がないとは申せないと思ひます。そういう意味でこの、取締りの万全を期するためには警察当局等と緊密な連絡をとつてやつていくということが必要であると考えます。われわれとしても予算と人をふやすということに努力しておりますが、御承知のような財政事情でどう思うようなわけには参つておりません。政府としては与えられた予算でできるだけ能率を上げていくということを心がけるしかありませんが、しかし警察当局との連携といふことは非常に大切なことであると考えます。火薬類取締法の五十二条にも

大体そういう意味の規定がございまして、政府なり府県が製造許可をした

たしました場合には、これを国家公安委員会とか、あるいは都道府県公安委員会等に通報するということになっております。そういうわけで、これは両者緊密に連携してやつていくというこの気持の現われだと思ひますが、実際の程度に緊密にやつていくかといふことは、これは運用上の問題であります。これはただいま御指摘のように今後緊密な連絡をとつて取締りの万全を期したいというふうに考えます。

それから譲渡であるとか、運搬等の取締りをどういうふうにやつておられるかという点でございますが、これは火薬類取締法にいろいろ規定がありまして、譲り渡し、譲り受け双方に府県の許可を受けさせるようになっております。そして製造者とか販売者はその譲り受けの許可証を持つていない者に対しては売つてはいけないという規定もございします。そのようにして相当厳重な何重もの取締りをしているわけでございます。

それから運搬の場合は、これは一々事前に許可を受けるということではなしに、届出をいたしまして、そして運搬証明書というものを府県からとつて、それを持つていなければ運搬をしてはいけないということになつております。そのほか運搬の車両の規格等につきましては、別に運輸省の系統でそれに関する詳細な規則が出ております。それから運搬行為の保安上の基準といひますか、これにつきましては施行規則に一応詳細な基準が書かれております。

それから消費の場合も一応府県から許可を受けるということになっております。この場合は継続して銃山をやつ

ているとか、そういうふうな継続して火薬を消費するような場合には、一年以内の期間で包括して許可を受けるといふことになっておりますが、法規上の取締りはそこまでございまして、これ以上その違反の発生を防ぐためにどうするかという問題については、府県なりあるいは政府なりで十分そういう方向に努力するといふほかに、事業体内で一つの保安の監督者を設置しまして、これは作業主任者といひますと製造関係ですが、取り扱ひ主任者といふものを各企業ごとに置くことになつております。消費をしたなり、あるいは販売するのになつておるのではありませんが、これも国家試験で一応技術上のいゝんな知識を試験して、合格した者をもって、初めて主任者に任ずるのであります。初め主任者を中心にして企業体内で取り締まりを十分に行つていくということに

と思つて、危険の発生を防ぎたいと思つてございします。しかし何しろ非常に広範な分野で販売なりあるいは消費が行われておりますので、事故の絶無といふことは期しがたいのであります。そういう方向に向つて、われわれとしては全力をあげていきたいと考えます。

○龜山委員 今お話を伺ひまして、結局法規及び行政指導は私は今よくいつておると思ひます。しかし事故なんか発生した際を考えまして、とても心配になります。そこでこの点を一つお伺ひしたいのですが、いかがですか。やはり銃砲刀剣類と歩調を合はす意味において、警察当局と協力して、昨日警察当局に聞きますと、警察庁としては罰則の適用という面において

の責任を持つておる。従つて犯罪発生のおそれのある場合に、結局警察当局がこれに介入する。それでは私はこういう火薬類は保安上まことに懸念すべき状態だと思ふ。ついではこの銃砲刀剣類等の取締法ができました機会に、火薬類についてもいま一步これを保安上の措置を講ずるという意味で警察当局との協力をはつきりとできるように現在の火薬取締の法律を改正するような——この国会でなくともいいですが、そういう御意思がありますかどうか。それを一つお伺いしたい。

○森(警)政府委員 精神におきましては、警察当局と緊密な連絡をとつて、この法規の運用の万全を期したいといふことは申し上げることができると思ひます。法規の改正をいたして、それを明確に書き入れるかどうかという点については、府県の詳細な実情をわれわれとしても、もう少し調査いたしたい。それをばつきり法規に書いて、ある義務づけをするほど必要なものであるかといふことを明らかにして、この問題については方針をきめたいと思ふのでありますが、この点については、なおもう少し検討してみたいと存じます。御趣旨をいたしましては、私の方は異存はございません。

○亀山委員 御説明でよく承りましたましたが、御案内のように、警察当局はこれに入るといふことにつきましては、どうしても明文がないと、なかなか最近警察権の行使ということがむずかしいのです。私は火薬類については何とか一つ銃砲刀剣類に準ずるようにな——といつて産業上の圧迫をする必要はございません。ただ保安上の取締りができ得るような趣旨において、警

察との協力を何とか明文化しておかれれば、今のわずかな県の職員でこれが行政指導、取締りをしておられるよりも安心できるのではないかと、かように思いますので、その希望を申し上げたいと思ひます。

おいでになりました機会に、あるいは御所管かどうかわかりませんが、次に例の液化ガス、圧縮ガス、これも相当やう危険を伴つておりますが、今これの取締りはどうなつておりますか。その点を簡単に伺ひたい。

○森(警)政府委員 高圧ガスにつきましては、高圧ガス取締法というものがございまして、その生産、運搬等につきましては、大体火薬類と同じような取締り規定をおいておるわけでございまして、容器についての厳重な検査規定があるわけでありまして。これは大体府県がその取締りに當つております。ただ容器の検査については、いまだ中央でやつておりますが、このままでは火薬類以上に府県の取締りで大いに行つていける仕事だといふことを申し上げます。

○亀山委員 通産当局に対する質問は私はこれで終わりますが、あとちょっと警察法の問題で伺ひたいと思ひますが、幸いに通産当局が見えておりますので、同僚委員から御質問もあるでしょうから、私はあとに、保留しておきます。

○徳田委員 今火薬の問題についていろいろ御質問がありました。最近家庭燃料が非常にガス化してきたようです。従つて高圧の容器についての取締りがもっと必要になつてくると思ふ。今ちょっと答弁の中にありました

けれども、今家庭用の燃料の高圧のボンベをやはり中央で検査しておられる、あるいは二年か三年に一回ずつ検査をしておる。ところが御承知でもありましようけれども、プロパン・ガスといふようなものはいかなかのすみずみまで今入り込んで、ほとんど木炭その他と同様な燃料になつておる。こういうものを、一々容器を中央へ持ち込んで検査するというのは、もうだいたい時代にあ合なくなつておるのじゃないかと思ふ。こういうことについて将来どう

いうお考えか伺つておきたい。

○森(警)政府委員 容器につきましては、五百キロリッター以上のものは中央で検査をいたします。それ以下のものは地方で検査することになつております。お話の家庭用のプロパンのごときは地方で検査をするという部類に入るものでございまして。従つてたまたま御指摘がありましたように、あまりひどい手数をかけるということはあるまいかと思ひます。

○徳田委員 ちょっと御答弁がありました。私どもの方では家庭用のあれがどれだけ入つておるのですか知りませんが、あれを中央に送らなければ地方で検査ができないということとでまとめて中央へ送つておるようです。そういうふうには承つておつたのです。私、金沢ですが、私の方に間違いがありますか、その辺一つ……。

○森(警)政府委員 ただいまお話がありました。プロパン・ガスの容器は全部小さなものですから、府県でやるということになつておるのをごさいます。御指摘の例は、従つて私の方としてはちよつと理解いたしかねるのでござ

います。さらにどういふ場所ですういふことがあつたかといふことをお知らせ願ひましたら、調査した上で御回答いたしたいと思ひます。われわれの一般的な考え方としては、そういうふうにあまり微細なもので非常な手数をかけるというふうなものは、なるべく地方にこれを移譲するといふことが正しいものであると思ひます。ただ地方でそういう仕事にふなれな場合にはかえつて失敗をして保安上憂慮すべき事態を起すといふことがあつてはならないといふので、中央で直接検査するといふ建前でございますが、だんだんそういう受け入れ態勢ができるに

従つて、これは地方でやつていくようにといふふうになつていくことは考へております。

○徳田委員 ちょっと念を押します。私どもそれで間違ひないのです。が、法規では、小さなあの程度のものは地方でやつてよろしいといふことになつておるのですか。

○森(警)政府委員 そのようになつております。

○永田委員 爆発物のことに関連してちよつとお尋ねしますが、花火がよく事故を起して、私の方の海水浴場なんかで置いてあるやつが爆発して困つたことがあるのですが、花火は今日日本の産業の中で相当輸出しておるのじゃないかと思ふのですけれども、輸出の振興といふことと、それから製造しておるところが中小企業のような防火設備などが何もないこまかい露路みたいなところまでこしらえておるものだから、火災なんかの点からも、あるいは爆発の危険の防止という点からも、十分行つておらないのじゃないかと思ひま

す。しかし今輸出の相当のウェイトを持つておるとすれば、今後国家的な見地からとめるわけにもいかぬだろうし、そういう関連したことで輸出がだんだんふえてきつたところから、そういう数字があつたらお示しいただきたい。

それから花火の爆発の防止の対策のようなことをどうやつておられるか伺ひたいと思ひます。

○森(警)政府委員 花火の輸出は本年度は約百万ドルに達しております。これは相当大きい金額であります。そして最近の傾向を見ますと、年々増加をいたしておるわけでございまして。そういう意味ではわれわれとしても輸出産業として重要視をいたしておるわけでありまして。御承知のように雑貨類は一口は非常に小さい金額であります。が、これが累積されますと非常に大きなものになりまして、三億ドル以上の雑貨の輸出といふことをやつておるのであります。そういう意味で花火の製造輸出につきましてもわれわれとしてもその育成について十分力をいたしたいと思ひます。ただその取締りにつきましては普通のおもちゃ用の花火は火薬類取締法の対象にはなつておりません。それ以上の大きいものだけを対象にいたしておるわけでありまして。これにつきましてはその製造については府県の許可を、あるいは設備についてはやはり府県の許可を受ける等、府県の取締りを受けるという形になつております。

○亀山委員 警察庁長官に警察法の改正につきまして伺ひたいと思ひます。今度の警察法及び道路交通取締法の一部改正が出ましたことは、おそま

きながら私も喜んでおるところであります。私が申し上げるまでもなく現在の交通事故は、昨年の一月から十月までに十五万件もある。しかも七千人に近い人を失い、十万人に近い負傷者を作っておる。こういうことにかんがみますと、交通規制、交通取締りの問題は警察としては大いに重要視しなければならぬと思うのでございますが、今度の警察庁の機構のうちに交通局というものが無い。私は現在の交通事故の数及び自動車が大いに増しつつある現状から見て、むしろ交通局を設置されてはどうか、こういう感じを持つのであります。この点を第一点として一つ伺いたい。

同時に、交通事故に関連して、道路交通から考えますとこの際徹底的に道路交通取締法を改正される必要があるのではないかと、こういう点を伺いたい。

それから交通規制取締りに関連してもう一つ伺いたいのは、現在指定市にある市警察部というものをむしろ廃止して、県警察本部にこれをまとめ、そして交通部を設けていくという方が、私は現在の交通取締りの上からむしろ適切ではないかと思ひますが、それらの三点についての警察庁長官の御所見をお伺いしたい。

○石井(衆)政府委員 このたび警察法等の一部改正法案を御審議願うことになりましたゆえんのものは、ただいま御指摘になりましたように、その一つを重要な重点といたしまして、最近の交通事故の飛躍的増加に対処しまして、交通警察の重要性がますます増しておりますが、現在警備部の一部門として警ら交通課でわずかにこの問題

とと組んでおるような状況であつては、とうてい問題の十分な解決に當ることが困難であるということにかんがみまして、このたび警察庁の内部部局の組織を一部改編いたしまして保安局を作りまして、その保安局の所掌する重要部門といたしまして交通警察を取り上げ、また一面防犯少年問題等も非常に重要性を増しております。今日、これを所掌することにしたのでござい

ます。交通問題の重要性から考えるならば、さらに一段と飛躍して交通局を作った方がいいではないかというた

だいまの御意見でございしますが、その

でございしますが、私も似たような意

図は、とうてい問題の十分な解決に當ることが困難であるということにかんがみまして、このたび警察庁の内部部局の組織を一部改編いたしまして保安局を作りまして、その保安局の所掌する重要部門といたしまして交通警察を取り上げ、また一面防犯少年問題等も非常に重要性を増しております。今日、これを所掌することにしたのでござい

から考えまして、いろいろ問題点があるのをごいしまして、道路交通取締法につきましても全面的に再検討しなければならぬ時期が近づいてきておるかと思ふのであります。この問題につきましましてはいろいろむずかしい問題もあるようでございしますので、さらに十分に検討を加えて参りたい、かように考えております。

御質問の第三点の現在五大府県にそれそれ市警察部というものがござい

ますが、これを廃止してむしろ今問題

なつておる交通警察等を、もっぱら取り扱う交通部のようなものにした方が

いいのではないかと、こういうお尋ねであつたかと思ふのであります。現在の指定府県における市警察部は、御承知の通り警察法改正当時、そうした必要性にかんがみて修正された点でござい

ます。自來今日まで三年有半、市警察部というものを置いて実際の警察運営をやつて参つたのであります。その経験に徴しますと、それぞれの市の事情が違いますので、関係府県におきましてはそれぞれ創意工夫をこらしまして、その市警察部というものを、き

わめて有効に運営しておるよう

に思ふのでございまして、あるいは交通問題を中心にして運営するとか、あるいは

少年防犯の問題を中心にして運営するとか、それぞれその都市の特殊事情を勘案して、この法が有効適切に運営されておるよう

に思ふのでございまして、あるいは交通問題を中心にして運営するとか、あるいは少年防犯の問題を中心にして運営するとか、それぞれその都市の特殊事情を勘案して、この法が有効適切に運営されておるよう

うに考えておる次第でござい

ます。○龜山委員 ただいまの長官の御説明はよくわかるのですけれども、どうも

一歩前進というふうなお考えですが、私は今の交通事故の現状は、先ほど

ちよつと統計も申し上げたのですが、最近警視庁の前にあるあの交通事故の

数を見て、一歩前進どころではなくて数歩も前進してもらわなければならぬ。あまりに自重し過ぎられる。かつての警察法の騒ぎで少し憶病になつておられる。十五万件も交通事故があり、七千人の死者をすでに一月から十月までに作つておる。十万人の負傷者があ

る。しかも自動車はどんどんふえ

ておる。この現在の都市交通をこら

んになるとひどいものです。こういうこ

とを考えますと、交通取締りという問

題は、警察として一歩前進でなくて十歩も百歩も進めていただきたい。今の御答弁で、今度できる保安局の重要事項といわれるが、保安局の機構はあとで伺いますけれども、私は交通につ

しておるのでございます。今回保安員におきましてもそういう意味から、現在には刑事部の防犯課の一係で扱っておりますこの問題を、問題の重要性にやんがみさらに力をいたす意味におきまして、先ほど申しました通り、現在の防犯課を防犯課と少年保安課というふうに分けてまして、機構、陣容を充実しましてこの問題に一そう力をいたしたい、かように考えるのでございます。

○亀山委員　今長官の御説明で、今度の機構にちよつと顔を出したというん

とは、まあ一歩前進でしょう。けれども青少年の犯罪というものは、これは最近の週刊雑誌をごらんになってみれば、私がるる申し上げるまでもない。そこで私は局ばかり作れと言うわけじゃないけれども、警察庁としてはこういう問題に対しては、一応局という問題も考えるべきじゃないか。保安局といううばく然とした——ばく然といつては、はなはだ悪いけれども、先ほど申し上げた交通局と同時に青少年犯罪を防止する防犯局を作らせ、このゆゆしき問題である青少年の輔導に対しては、警察が一步乗り出さなければならぬ。われわれはほんとうに憂慮にたえません。何も防犯局ができたからというので、急にこの方がどうなると

いうことはないけれども、しかし国家がそれほど警察を通じて青少年犯罪防止に、ほんとうに力を入れておるんだということを国民に知らしめなければならぬ。それに対しての一つ長官の御所見をお伺いしたい。

○石井(衆)政府委員　最初のお尋ねの際にもお答えしたのでありますが、交通局を独立して作るというようなことになりまますならば、勢ひ防犯局という

ものがそれと並列して作られるということになると思いますが、「賛成」と呼ぶ者あり）現在私の気持といたしましては、先ほど来申します通り飛躍的にそこまで一気に整備強化するということは、できればけっこうなことかもしませんが、諸般の情勢から考えまして、この際は一歩前進という意味におきまして、まず保安局を作り、その中に先ほど来たびたびお話のあります重要な交通問題あるいは防犯、少年の問題等を所掌せしめようということにいたしたいのでございます。将来情勢の変化と申しますか、さらに必要な事情が生じて参りました場合には、先ほど来たびたびお話のあります通り交通を単独に取り扱う交通局の設置なり、あるいは少年、防犯等の問題をもっぱら取り扱う防犯局といったような構想を実現すべきものではないだろうか、かように考えるのでございます。

○亀山委員 現状においては長官の御答弁でやむを得ぬかもしれませんが、私も、私は先ほど申し上げたような理由で、同僚の加藤君も賛成と珍しく言うてくれましたから、ぜひこの問題は真剣にお考え願いたい。警察当局の御努力を期待いたします。

私は時間ありませんので、あと保留させていただきますが、もう一つ伺いたい。それは警察官は御承知のようにほんとうに激職に従事しております。従つてこの警察官の健康管理、福利厚生というものは、これはもう十分考慮しておられるであらうけれども、警察官に団結権あるいは団体交渉権がないのでありますから、この点は特に考えてやらなければならぬところ

ですが、この点についての長官のお考えを一つ伺いたい。

○石井(榮)政府委員 警察の仕事がきわめて激職であることは御承知の通りであります。もとより警察官に採用する際には、きわめて健康にすぐれた者を採用しておるはずでございますが、その激職のゆえをもちまして勤務いたしておられます間に、病氣にかかる者もかなり数多くあるものであります。最近の統計によりますと療養者あるいは要療養者、要注意者、こういう者をひくくめまして定員の約七割ないし八割、こういう状況にあるのでございます。これはまことにゆゆしき問題でございますので、こうした療養者、あるいは要療養者、要注意者に対しまして、それぞれ部内におきまして療養の施設等を利用せしめまして、一刻もすみやかに回復するように努力をいたしておるのでございます。こうした状況から考えまして、この際警察官の福利厚生というような問題につきましても、中央といたしましては少しく積極的にこの問題と取り組んで施策を考へなければならぬ、かように感じておるのでございます。従いまして今回の中央の機構改組の機会に、警務部の中に厚生課というようなものを作つて、警察職員の福利厚生の問題をもつと積極的に推進していくようにして参りたい、かように考えております。

○亀山委員 私がこの質問を申し上げるのは、どうも今警察官の福利厚生に對しての予算等を見まして、これを他の省の職員に比べますと、非常に見劣りがするのです。これは長官すべて一歩前進という、そういうば横重かもしれないけれども、他の省とお比べにな

ると、警察官の福利厚生という問題は非常に見劣ります。もちろんこれは地方団体の負担を考慮しておられると思うけれども、こういう問題はむしろ、地方の財政を考慮される必要はあるかもしれないが、国でみずからやっ

ていいことです。ほんとうは国費でやるべきです。ですからそういう点も一つ考慮に入れて、激職であり、しかも何えば相当からだを痛めておる警察官もおられるのだから、こういう警察官に對する福利厚生を、一歩前進ではなくて、もう少し二歩、三歩とこれも同様にお願いしたいと思ふのです。もう一度これに對して何かお考えがあれば、この際お願いしたい。幸いに今度の機構改革で厚生課ができるということはまことにけっこうです。非常にいいことだと思ふけれども、厚生課ができてもその使う予算の問題があるのです。ただ課だけ作つてもだめなんですね、機構と一緒に予算がなければいけない。これは相當の抱負経緯があると思ふが、もしあればこの際お願いを願いたい。

○石井(榮)政府委員 従来警察職員の福利厚生問題は、中央におきましては人事課の一係で取り扱っておつたのでございますが、そうなりますと、勢い人事課は人事課本来の仕事に忙殺されて、警察職員の福利厚生の問題には、つい頭が十分及ばないといううらみがあつたのでございます。そこで今回機構改正の際に、人事課から厚生課を独立させて、警察職員の福利厚生の問題を専門に研究せしめまして、今後打つべき手を考えて参りたい、かように考えておるのであります。今直ちに予算その他の措置はございませぬけれど、新しくできます厚生課におきまして、警察職員の福利厚生の問題をいろいろ研究いたしますならば、たとえば共済組合の資金を活用して具体的手を打つということは、当然考えられると思ふのであります。従来も警察共済組合の資金を利用いたしまして、各地に療養所あるいは保健所等を作つておりましたが、そうした問題と多少少し真剣に取り組んで、研究調査をするために、厚生課が独立します際に、一その問題に積極的に取り組んで参りますならば、具体的な施策もまた生まれてこよう、かように考えるのでございます。

でも、新しくできます厚生課におきまして、警察職員の福利厚生の問題をいろいろ研究いたしますならば、たとえ

○永田委員 石井長官に續いてお尋ねしますが、今度の警察法の改正ということは、時代の進展に伴つて文明が発達してきて、それに即応して改正するということが適當であると思ふのであるわけです。ただ課だけ作つてもだめなんですね、機構と一緒に予算がなければいけない。これは相當の抱負経緯があると思ふが、もしあればこの際お願いを願いたい。

○石井(榮)政府委員 従来警察職員の福利厚生問題は、中央におきましては人事課の一係で取り扱っておつたのでございますが、そうなりますと、勢い人事課は人事課本来の仕事に忙殺されて、警察職員の福利厚生の問題には、つい頭が十分及ばないといううらみがあつたのでございます。そこで今回機構改正の際に、人事課から厚生課を独立させて、警察職員の福利厚生の問題を専門に研究せしめまして、今後打つべき手を考えて参りたい、かように考えておるのであります。今直ちに予算その他の措置はございませぬけれど、新しくできます厚生課におきまして、警察職員の福利厚生の問題をいろいろ研究いたしますならば、たとえ

いう最高速度の制限とか、そういうようなことでも全部地方の方で、あるいは国家公安委員会とか警察庁の方が地方の都道府県の警察を監督するとい

う最高速度の制限とか、そういうようなことでも全部地方の方で、あるいは国家公安委員会とか警察庁の方が地方の都道府県の警察を監督するといふようなやり方でやっていますと、たとえば地方には地方の事情があるわけでありまして、地方の実情に即する必要があると思ふのです。速度をきめるにしても、人家の多いところもあれば少いところもあるし、地方によつては観光の土地もあるし、あるいは山ばかりの土地もあるし、荷物を運ぶというだけの道もあるわけでありまして、こういうようなことを何か中央ですべて規制していくというような感じを受けるわけでありまして、そういう点がちよつと心配なのであります。

それからも一つ、監察するといつても、地方には府県の公安委員会があるわけでありまして民主的にやつておるわけでありまして、何か国家公安委員会というものが、地方の府県の公安委員会よりも一段えらいものであるかのごとき感じを受けるわけでありまして、こういう監察をするというやうなことをやるのであれば、あるいは監察の別の委員会を作つてほかの機関がやるというならば、よくわかるのであります。つまり地方の公安委員会のやつておることも監察するし、国家公安委員会や警察庁のやつておることも監察する、こういうことであればわかるのであります。国家公安委員会の方で地方の方を全部監察するというやうな考え方は、どうも時代が進展するおそれがあるのじゃないかという懸念があるわけでありまして、この点についてどうお考えになりますか、まずお伺いたします。

○石井(警)政府委員 今回の警察法の

一部改正は、中央集権化をもくろみ、また現在の警察制度の建前に根本的影響を及ぼさうというような気持は毛頭持っておりません。あくまで現在の警察制度の根本を守りつつ、過去三年有半の実績に徴しまして、より能率的より合理的に警察運営が行い得るよう若干の点を改正しようということにはかならないのでございます。ただいま御指摘のありました監察の問題でございますが、これは現行法に監察というはつきりした言葉は出ておりませんが、それを今回たこの機会に明文化したにすぎないのでございまして、本来の監察ということとは当然に現状においても可能であると私どもは考えておるのでございます。と申しますのは、監察ということとは、そのこと自体が一つの権限というのではなくて、これは本来の任務を遂行するために一つの手段にすぎないと思うのでございす。本来の権限にむしろ付随する付随的な業務であるかと思うのであります。すなわち警察庁が所掌いたします事務を遂行するために都道府県警察に必要な実態調査を行い、その実態調査の結果に基づきまして、警察庁としてその所掌事務についていろいろ考えるべきことを考え、講ずべき策を講じていく、こういうことに相なるのでございまして、ねらいはどこまでも警察行政の全般の合理化、適正化をはかりたいというところにかならないのでございまして、それ以外に何らの意図も持つておるものではないのでございます。

また第二点の交通規則の問題にいたしまして、これは御承知の通り、先ほど亀山委員からもお話のありました

通り、最近交通の問題が非常に重要と

なつて参りまして、特に重要な二府県以上にまたがります幹線道路における交通規制につきましては、それぞれの府県がそれぞれでんでんばらばらに規制をいたしたのでは、これは非常に困る場合が生ずるのであります。そうした点で、全国的視野に立つて、交通の円滑と安全をはかるための必要最小限度の規制を加えることを中央に留保するというところに、きわめて実情に即するものである、かように考えておるのでございまして、決して各都道府県公安委員会の権限を著しく管掌して中央集権化しようという意図は毛頭ないのでございす。全国的視野に立つて、重要幹線道路における限られた道路の、限られた地区における交通の安全規制のための必要最少限度の措置をとりたい、こういうことにかならないのであります。

○永田委員 それから二十三条の保安局の問題ですが、これを見ると、保安局を設けようという趣旨はよくわかりますが、保安局で指導していくというような考えのようでありす。「指導」という文字も書いてありますけれども、これは、たとえば文部省なんかは教育委員会に対して指導助言をやるというようないふことがありますが、この場合、これはちよつと教育委員会なんかと違つて警察庁が指導したことはすなわち命令であるといふうにとるのじゃないか、つまり指導したことが全国みな同じように必ず

ばけつこうであります、何か全国を

画一的に、みんな中央でやっちゃうというふうな意図がある。私は与党だからあまり強く突つ込みませうけれども、こういう点がどうも懸念があるのです。どうですか、これは命令といふつもりでやるわけですか。

○石井(警)政府委員 御承知の通り、これは第五条の国家公安委員会の権限が限定されておりますのを受けまして、警察庁の所掌事務もおのずから限定をされておるわけでありす。その警察庁の所掌事務に関する限度においては、都道府県警察を警察庁長官が指揮監督できるといふこと、これも現行法の建前でありす。従いまして、保安局において、何々に関する指導をするというのも、結局この警察庁の所掌事務に関する範囲においてでありす。それ以外の一切のことにわたつては都道府県警察を指揮したり、指導しよう、こういう意図では毛頭ないのでございまして、現在の基本的建前から何ら逸脱するものではないので、その点御了承願ひたいと思ひます。

かという心配があるわけでありす。

この道の警察本部の直轄にするという点について、そういう逆行的な意図はないと思ひますけれども、ちよつとそういう心配がある。それからもう一つ、方面ごとに今まで警察学校があった、それを統一してしまつて、道の警察学校でまとめてやる、こういうことも、よい面もあるだろうと思ひますけれども、やはり北海道は広いのですから、各方面の実情に即した警官を作つたらどうかという気もするのです。こういう点も、北海道というものを五つに分れておつたのを一つにまとめていこうという考え方が、全部にわたつていふような気がするわけです。全国的なものを何か中央にまた全部権力を集めていこうというふうな考えがあるのじゃないですか。

○石井(警)政府委員 北海道警察は、御承知の通り地方公共団体たる北海道の自治体警察であります。北海道警察本部がその本部でありますのでございまして、他の都府県におきまして、それぞれ都府県本部がありまして、その都道府県内の一切の署を直接指揮監督をいたしておるものでありますから、従いまして北海道におきましても、北海道警察本部が全道の各警察署を直接指揮監督しておかしくないはずなのであります。本来ならばそれでいいわけなのでございまして、むしろ北海道のよう

なつておるのでございす、遠隔な

方面はそれぞれ現状の通りにしておく方が適當であると考えますが、道本部の所在する札幌方面におきましては、むしろ札幌方面警察本部を廃止しまして、道本部が直接指揮した方が、いわゆる屋上屋を架するようになりがなくなるなり、従つてまた先ほどお話も出ましたように、こうした札幌方面本部を廃止することによつて生ずる人員あるいは経費を他の重要な面に移用し得るという利点もある、こういうことからいたしまして、過去三年有半の運営の実績に徴しまして、こういうふうにしてもらいたいという北海道警察の要望に基づきまして、こういうような措置をとるといふしたのでございす。

次に方面警察学校の問題でございす。これも過去三年有半の実績に徴します。方面ごとに新任警察官を採用したしましてこれを教養するといふことになりまして、小さい方面ではきわめて少数の人員を教養するといふことになつて、きわめて非能率的である。むしろ北海道全体といたしまして、新任者は道警察学校において教養し、そして北海道全道にわたつてそれそれ適材適所にこれを配置されるように最初から仕組んだ方が、むしろ警察官のためにいいのではないかと。ある限られた方面だけに一生を終始するといふことは、むしろその警察官にとつて不幸である、北海道全体をくまなく適所を得て配置されていくといふことの方が将来のためにいいのである。そのためには最初のスタートにおいて同じかまの飯を食ひ、起居をともにして初任教養を受けるといふことの方が実情に即するのではないか、かように考

えまして、道警察学校において新任教養を一切まわめてやるということにいたしましたのでございます。しかしながら現在あります方面警察学校をそのまま完全に廃止してしまうのはもったいないこととございますので、道警察学校の分校といたしまして、当分の間は、道警察学校も直ちに新しい教養に即するように充実しない施設の面もありましようから、そうした間は方面警察学校を分校として利用しなければならぬということもありましようし、それぞれ方面ごとにその方面の特殊事情に基づいての現任教養、あるいは専科教養といったようなものをやるためには、またそうした一つのよりどころが必要でございまして、道警察学校の分校としてこれを引き継ぎ活用する、こういうふうにいまして参りたいと考えておるのでございます。

○永田委員 よくわかりました。なるべくこの警察法改正は民主的にやっていたらどうでしょうか。

もう一つ、銃砲刀剣類のことでちょっと質問いたしたいのですが、銃砲刀剣類の所持取締りをする場合に、今武器等製造法という法律がありますね。新しいこういうものを作る方を規制していかなければいかぬと思うのですが、今ある武器等製造法ですか、もつたのをちよつと読んでみますと、銃砲だけの製造についての規定はあるのですけれども、刀剣類の製造の規定は見当たらないのですが、どういふわけですか。

○中川政府委員 お説の通り武器製造法という法律がございまして、この武器というのは刀剣を含みません。刀剣の製造という点になりますと、国として

て直接規制することにならずに、文化財保護委員会の承認を得てこれを製作することができ、こういう形をとっておりまして、文化財保護委員会の承認の点は、提案いたしました法律案にも三条の七号に規定いたしましたのでございます。だから刀剣類を製作しようとするものにつきましては、文部省の關係の文化財保護委員会の承認を得た者において製作ができる、こういう規定がございまして。

○永田委員 そうすると現在日本には刀かじというものはないわけですか。

○中川政府委員 刀かじというものは文化財保護委員会の承認を得ておるわけでありまして、従つて刀かじというものは存在するわけでありまして。

○永田委員 そうするとその刀かじが作つた刀は、一つ一つ文化財保護委員会に持っていくて、これは美術品であるかどうか見てもらつて、もし美術品でないべくなつたらそれは売ること、所持することもできないわけですね。

○中川政府委員 御質問の趣旨と違つたのでございまして、文化財保護委員会の承認は、個々の刀剣について承認するのにあらずして、刀剣を製造する人間を承認するわけでありまして、刀剣を製造する何の何がしという方について文化財保護委員会が承認するわけでありまして。その承認事務は多くの場合、文化財保護委員会は都道府県の教育委員会に事務を委託しておりますので、具体的に刀かじの居住なさる都道府県の教育委員会が個々の刀剣について承認を与える、承認を得た方に

ついては合法的に製作ができる。これが現行法では三十日に制限をしておりますが今度の改正では三十日の制限をはずしたのであります。文化財保護委員会の承認を得た方は望々と製作ができる、こういうことになります。

○永田委員 今の話でわかりましたけれども、その承認を得た何かがしにあらえた刀が非常にいいものができるれば、これは現実には美術品として所持したり売ったりすることができ、これはですね。もしできそこなつた刀がたくさん市中に流れたりすると、これはぶつそつな話です。そうすると、できた刀は一々持っていくてこれは美術品として登録する、あるいはこれはだめだからこわしてしまふ、そういう制度になつてゐるのですか。

○中川政府委員 御質問の趣旨の通りになつておるわけでありまして、刀かじがいろいろ製作いたしました、文化的価値のあるものについては市場に出すことができるけれども、實際的に文化的価値のないものについては、製作のし直しとかなんとかをやつておるわけでありまして。

○永田委員 わかりました。それからこの中に出てくる刀の長さ十五センチメートル以下のものはい、たとえばほうちようであるとか、出刃ほうちようであるとか、こんなものを暴力団がみんな一人一人持つていてもこれはかまわないわけですね。

○中川政府委員 この法律で規制しておりますのは、ここに書いてありますように、刀、剣、やりの類でございまして、出刃とか、刺身ほうちようとか、他に目的を持つたものにつきましては、この提案いたしました法律の刀

剣類の範囲外でございまして。従いまし、刺身ほうちようであるとか、出刃ほうちようについては所持そのものについては規制はいたしておらないのであります。しかし携帯の点につきましては法律案の二十二条に規定いたしておりますのでございまして、あいくち類する刃物の携帯につきまして正当な理由がある場合以外はいけません。従つて暴力団、不良商人等であいくち類の刃物を犯罪の一手手前というような段階において携帯している、その携帯行為を規制いたすことができるわけでありまして。現行法も同様な規定があるわけでございます。

○永田委員 何か刃渡り五・五センチメートル以上の飛出しナイフは禁止してゐると書いてありますけれども、ほうちようとかなんととかの方のことは規制してないですね。そうすると意味ない。五・五センチから十五センチまでの間はかまわないわけですね。

○中川政府委員 この法律の建前は、他に正常な用途のあるものにつきましては一応除外するのであります。他に正常な用途が一応認められないもの、すなわち武器または武器に準ずるものとする、すなわち本来殺傷の用途に供せられる形態のものを一切規制の対象に一応するわけでありまして。飛出しナイフについて一応申しますならば、ここに規定いたします寸法をこえる飛出しナイフについては他に適当な用途が見つからない、大部分は飛び出さなくともナイフの用途は達し得る、こういうものを規制の対象にいたしたのでございまして、通常のナイフはリンゴをむいたり、いろいろそういう正常な目的を持つておりますので、その規制の範

囲からはずしてゐるわけでありまして。ただしその携帯の方法について、違法的な方法で携帯した者につきましては二十二条の規定によつてこれを制限するということとでございます。

○永田委員 捕鯊用標識銃というのは、どういふものですか。

○中川政府委員 捕鯊事業をやりますために標識をするわけですね。その標識のために銃砲を発射して標識をする、こういう器具がありまして、これはやはり弾丸発射の機能を有しておりますから危険でありますので、規制の対象にしてゐるわけでありまして。

○矢尾委員長 それでは次に地方自治及び地方財政に関する件について調査を続けます。質疑の通告がありますので、これを許します。北山愛郎君。

○北山委員 簡単に申し上げますが、問題は地方団体が工場誘致等を盛んにやつておりますが、それが行き過ぎて自分の財政の健全性を害してしまふところまで行つてゐるような事例もあるのじゃないか、これを懸つておくと、地方財政のためには適によくない結果が出る、こういうふうなことからちよつと伺ひたいと思つてゐるのです。すでに数年前から盛んに行われてゐるのですが、地方団体が工場誘致条例、これでもって地方税の固定資産税なり事業税というものを数年間免除するとか減免する、こういう規定を置くことは、地方税法の違反であるといふことで、現在では直接減税をしない、それに見合う補助金をやるといふような措置をとつたり、あるいは誘致の場合に、多くの場合は敷地

を

を提供する、まあそういうことをやっておる例が多いと思います。そういう点についてのいろいろな調査が自治庁にあったら、あとでもいいからいたしたいのですが、そのうち最も顕著なケースが一つありますので、これを申し上げて御意見を承りたいのです。

それは岩手県の東磐井郡の東山村という寒村、小村がありまして、人口が七千、戸数にして一千戸くらいなものです。そこへ国策会社である特殊法人の東北開発会社が、昭和三十年からセメント工場を作るといって、やっておるわけでありまして。これは岩手県当局並びに地元の東山村が誘致の運動をいたしまして、現在工場は建設を進めております。ところがその敷地並びに整地の経費というものは、ほとんど会社の方としては出さない。約八千万円のもの人口が七千、戸数にして一千戸の村が全部引き受けてそれを提供するということになって進んで来ておるわけでありまして。そういったと、一戸当たりが八万円の負担、それをどう

いう措置をしたかといえ、その村が持つておる山があります、山もこれは官行造林でありまして、直ちに切れる山じやなかったのですが、それを売却することに、何千万円という金を銀行から借りて、そして用地を買って整地をして提供したいというような格好になっておるわけなんです。ところがなかなかこの山の処分がつかないで、借金の利子を毎月三十万円ずつも払っているというような、そういう運用をしておるわけなんです。なるほど工場ができれば、将来はいいかもしれませんが、固定資産税にしろ、まあ一定の制限が——市町村がもう

固定資産税というのは制限がある。その上に村としては、工場について、三年間固定資産税相当分の助成をするというようにしておるわけでありまして。御承知のように東北開発会社というのは、これは法律で定まっておるまあの機関に準ずるものです。国が出資をし、またその債券にしろ国が保証しておる国策会社であります。それが作る工場について、地元の一千戸しかないような小さい村から八千万円の負担をさせるといふことは非常な行き過ぎじゃないか。こういうことをやったのでは、現在村が困っておるわけなんです、そういうふうなあり方は、一体自治庁としてどう思うか、これをお伺いしたい。

○小林(興)政府委員 工場誘致の問題は、北山委員もおっしゃいましたように、一般論としていけば、地方の産業開発、その他地方振興のために工場が地方に行くことはわれわれも望ましい。それがために地元の府県や市町村がいろいろ力をいたしておるの、そのこと自体悪いというわけには私はいかぬだろうと思ひます。ただしその今の誘致の仕方が、やはり地方のそれぞの府県、市町村の力相応と申しますか、柄に合わないければ非常に無理があるの、でございまして、それはわれわれもやはり避けさせぬといかぬと考えておるのでございまして。特に出てくる会社、まあ今の話は国策会社でございまして、その他営利会社などございまして、営利会社を引っ張るために、特別に税金をどうこうしたりするといふような形は、やはりやり方としても必ずしも筋の通ったものではないのでありまして、やるのなら必要な公共施

設をやる。そうでなくたって工場がくれば道路の問題とか水道の問題とか住宅の問題とか、いろいろ関連した公共事業があるわけございまして、そういう本来府県、市町村が分担すべき面を中心にして協力をしていく、これが大筋の考え方だろうと思つておるのでございまして。そこでわれわれといたしましては、そういう筋の考え方と協力するようには持つていきたいという心組みで指導をいたしておるのでございまして。工場誘致条例を作つてしまつたのもいろいろございしますが、これはできるだけ、きめてしまつた規則そのものはしようがありませんが、運用が筋が立つように、今後は妙な形にしないようにという形で指導はいたしておるのでございまして。今お話のものは特にこれは国策会社でございまして、むしろ特別法に基いておそれくは東北開発のいろいろな開発計画に基いてやつておるの、じゃないかと思ひますが、その具休の開発計画の場合をよく知りませんが、そういう場合には地方はむしろそんなういうものである限りは一層やはり地元との経費の適正な配分と申しますか、協力の仕方というものを合理的に考えていかななくては私は行き過ぎがあると思ふのでございまして、この点は私の方でももう少し事情を調べて参りたいと思ひますが、市町村におきましてもやはりよく考えてやつてもらわなくては困るという気がいたすのであります。非常に遠い将来で、その投資した経費がみな返つてくるという問題はもちろんですあり得ると思ひますけれど、しかしながら今お話のように当座の借金に首が回らぬという形になっては、はなはだ適当だとは申し上げるこ

とができません。どういう形で今の会社、その村へ行ったのか、村が進んで一体これを出したからそうなんだのか、あるいは逆にいえばむしろ上の方から何かこれを押しつけたのか、そういうような問題だつて私にはあり得ると思ふのでございまして、こういう国策会社だけでなしにいろいろな公社、公団の問題だつて、施設をやる場合に相変らず地元の寄付を要するというと語弊がありますが、前提にしておる、こういう問題がやはり現にございまして。国と府県市町村の配分の方は、ある程度財政法で規制がございまして、現在これは財政法のワケに入つておりません。そこで私はやはりもう少し行き過ぎがあるの、じゃないかという問題もございまして、少くとも公社などの問題につきましては、私は財政法の規制をもう少し国に準じて考えるべきじゃないかという気で、今の財政法を検討する場合一つこの問題にしておるのでございまして。そうでなくともこういう問題につきましては、やはりそこはほどほどにやつていかなければ適当じゃあるまいという感じがいたしておるのでございまして。ただわれわれの方で一々そういうものを相談があるわけでもなし、それからまたこういうものを一々とめる力もありませんので困つておりますが、再建団体等の場合にはいろいろ寄付制限とか何とかという手段で、自治庁の方に相談があります。それに合うように調整はいたしておりますが、こういう問題につきましては、やはりもう少し自治体も考えてもらわなくちゃいかぬし、それから特にこういう会社ならば、その会社の大筋のところもせ

ひこれは考えてもらわなくちゃいかぬ、率直に言つて、そういう感じがいたしておるのでございまして。

○北山委員 このセメント工場は、東北開発会社と直接東山村が誘致の話し合ひをしたというよりも、御承知のように東北開発というところで、東北開発株式会社が福島県の肥料工場とそれから今度のセメント工場、これがまあ主になるわけなのですが、東北全体の問題として、しかも岩手県あたりは県として非常な努力をしたわけなんです。ところが県の方は一億円の出資を追加したのですが、その一億円の出資は、起債をもちつて出資をしてゐるのですから、県の方はふところは裕まないわけなんです。そうしておきながら、地元の小さな村には田地を全部持たせる、山を切らせて売らせて処分させて、そしてそれを提供させてしまふ。ただしばら無償で貸しておくとか、あるいはまた貸賃料を払つていくということならばまだしものことですが、全部提供させてしまふというところは、県の指導としても私は行き過ぎではないかと思ふのです。ただなせこういふことになつたかといへば、当初東北興業会社がセメント工場をやる場合の資金のワケといふものが制限をされておりました、十四億五千万円ですが、それでやれるのだといふことで、その計画の中には用地費が二百十万円しか載つていなかった。ですから、当初の資金ワケが非常に窮屈だったからそういうことになつたのではないかと思ふのです。ところが御承知のように昨年度、三十二年度は二十五億円のワケ、それから昭和三十三年度はさらに三十億の資金ワケが開発会社に与えられてゐる、どう

使っていいか、まだわからないという状態です。金のワケはあるのですが、そういうように事情が變つてきておりますので、私は地方自治体を守つていく、財政の確立をはかつていく、あるいはいいように指導していくという地方行政の立場からいえば、一つ自治庁から十分事態を御調査願つて、この開発会社を管理している企画庁の方に話を願つて、初め約束をしたことではあるにしても、そういう事態でありますから、何とか地元の貧弱な村にあまりむちゃくちゃな負担をさせないよう御配慮願ひたい、最終的にはそういうのです。これは一つのケースとして申し上げたのですが、おそらくこれに似たような事例はたくさん全国にあると思うのです。市町村ではわけがわからないものだから、とにかく村を繁榮させるために工場さえ持つてくればいいのだ、そのためにはあらゆる犠牲を払うということで、無理なことをする。税金も将来は固定資産税がとれるとか、あるいは法人税割がとれるというように、あることを当てにしてやっておく。しかし税法のことですから、将来制度が變るかもしれない。固定資産税も一定限度しかとれないというような制度の改正があつて行われた、こういうことも将来予想されるわけです。ですから、現在の税制というものがいつまでも続くものと考えて、それを当て込んで無理な負担をするということは行き過ぎではないかと思ひ、そういうことをさせるべきでないというふうに思ひますので、できれば一つ全国的に、市町村あるいは府県というものがやつております全工場誘致のこういう

実態を、お調べを願ひたい。またこのケースについても十分県等から事情を御聴取になつて最終的には村の負担を軽減せしめるような措置をお考え願ひたい、こういう要望をしまして私の質問を終ります。

○小林(興)政府委員 今の問題の事件は、私は東北開発計画とか、そういう役所とか、そういうものが関与してあるようでありますれば、私の方でも事情を調べまして、これは今後の例にもなり得る問題でもありますし、できるだけ具体的に行うべく行くように配慮をするように努力をいたしたいと思ひます。

○加藤(徳)委員 関連して、私、おそく来てよいなことを申し上げるのをごさいます。北山委員の質問について、特に地方自治の新しい事態の根本的な問題のような気がして、ちよつとお尋ねしてみたいのですが、地方団体の目的というものが昔から見れば少し變つてきた。それは、新しく長期経済計画などを作つたり、いろんな開発計画を作るような事態になれば、それに相応して、その府県市町村という団体にそのものが地方開発の主体としての任務をやるようなことに使命が變つてきた。本日予算委員会でも、門司さんが地方開発と地方制度について質問されたというのを承わつて、私は非常に敬服すべき着眼だと思つて、私に非常にごさいます。それに関連して特に考へますのは、中央に本社を持つて、そして北海道とかあるいは山口県とか宮崎県とかに鉱山とか工場とかを持つて、いるような場合、果してその鉱山当局、それから地方にある大工場当局が地方自治体の一員として、自分が属し

ている地方団体をもとにして地方を開発する、その地方の二、三男の雇用関係を考へてやつて、国で五ヶ年計画に四、五百万人の雇用を増大するような意味で、地方でも雇用を増大してやるとか、地方に収入を落とすとか、そういう熱意があるかどうかということが問題であると思ひます。現在は新市町村建設促進法やなんかの関係のところは、新しい開発計画すなわち新市町村建設計画というようなものがあり、また東北開発というような公的な国家的な使命を受けたという法律に基づく関係の事業であるならば、それによつて融資を受けるセメント工場等の生産建設計画が、再建整備を受けた新市町村建設計画と、そのところある程度歩調を合せる必要があるから、行政的にこれをながめて、その間の計画の調整をはかることができればいいと思ひます。けれども、これを一般化しまして、将来全部の市町村について、そこにある現在既存の工場とか鉱山とか、あるいはこれから融資するものなどの間の調整をはかるような何らかの措置が必要じゃないか。

ことに東北のある府県で、中央に本社を有する大工場の水道料のことが問題になつて、そして市の議会で問題になった。ところがそれを精査してみたら、五分の四ぐらいはごまかしておつて、水道料が直ちに五倍になつた。それからその会社は非常に下請工場に対する支払いなどもおそいので有名な会社で、そういう事例がおそらく相当あると思ひます。

そういうようなことにかんがみまして、工場誘致等につきまして指導を自治庁がなさるのが当然必要であると私は思ひますし、むしろ進んで新市町村建設促進法以外の団体につきまして、公的な開発計画を作られまして、そうした大きな鉱山、工場その他との調整もはかるというようなところへ踏み込んでいただくことを御研究下さればいかかと思ひますが、政府の御意向を伺ひたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 これは先ほどの北山委員の御質問とも関連しているのですが、自治庁としましては地方の総合開発を計画的に進めるために、地方自治と府県の計画あるいは国の計画その他民間の計画を総合的に調整すること、私はきわめて重大な問題であると思ひます。しかし事柄はなかなかむずかしい、自治庁だけでとやかくできる問題でございせんが、われわれの関与しておる分野におきましては、できるだけ仰せのような問題を考へまして、われわれといたしましても研究もし、対策も進めて参りたい、こういうふう存じております。

○矢尾委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会